

# 記入例1

許可証に記載された店舗名称のとおり記載しましょう

管理者については2カ所記入が必要です。

薬局開設者は、その薬局に勤務する従事者が以下の1~4のうちのいずれに、該当する者であるか容易に判別できるように、その別・氏名を記載した名札の着用等、必要な措置を講じなければいけません。

- 1 薬剤師
- 2 施行規則第15条第2項の登録販売者以外の登録販売者
- 3 施行規則第15条第2項の登録販売者
- 4 一般従事者

電話番号等だけではなく、どこに繋がるのかまでを記載すること。

〇〇薬局の管理及び運営に関する事項			
許可の区分の別	薬局	開設者氏名	株式会社 保健所
薬局の許可番号・許可年月日・名称・所在地・有効期間			薬局開設許可証(別掲)を参照
管理者氏名	□□ □□		
勤務する薬剤師	氏名	担当業務	
	□□ □□	調剤、医薬品販売、情報提供、相談対応	
	〇〇 〇〇	調剤、医薬品販売、情報提供、相談対応、在庫管理	
勤務する登録販売者	△△ △△	調剤、情報提供	
	◇◇ ◇◇	医薬品販売、情報提供、在庫管理	
	♥ × × × ×	医薬品販売、情報提供	
<small>♥...の登録販売者は、過去5年間のうち、薬局・店舗販売等において一般従事者又は登録販売者として、薬剤師・登録販売者の管理指導の下に実務又は業務に従事した期間が通算して2年に満たない者です。</small>			
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品		
当該薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明	・薬剤師は、「薬剤師」と氏名を記した名札と長丈の白衣(白色)を着用。 ・登録販売者は、「登録販売者」と氏名を記した名札と短丈の白衣(青色)を着用。 ・♥の登録販売者は、♥登録販売者」と氏名を記した名札と短丈の白衣(緑色)を着用。 ・一般従事者は、「一般従事者」と氏名を記した名札とエプロンを着用		
営業時間	10:00~22:00(年中無休)		
営業時間外で相談できる時間	9:00~24:00		
営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申し込みを受理する時	なし		
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	【当薬局への連絡】	〇〇薬局 下関市南部町1-1 TEL:083-231-... FAX:083-231-...	
		※夜間等については、その日の市薬剤師会当番薬局へ転送されます。	
	【本部相談センターへの連絡】	株式会社 保健所 お客様相談係 TEL:03-000-... FAX:03-000-...	

作成又は改訂日を記入しましょう。

薬局開設許可証は、薬局内の見えやすい場所に掲示しなければいけません。

薬局に係わる担当業務について、記入すること。

特定販売を行っている薬局等については、販売、情報提供、相談、発送等を、それぞれ誰がいつ担当しているかが分かるように記載すること。また、対面販売と特定販売とで担当が異なる場合には、その旨を記載すること。

登録販売者については、施行規則第15条第2項の者とそれ以外の者を区別して記載すること。

薬局内の見えやすい場所に掲示しましょう!

※別表第1の2、第1に示す8つの項目の記載があれば、本様式でなくても結構です。

# 記入例2

作成又は改訂日を記入しましょう。

許可証に記載された店舗名称のとおり記載しましょう

管理者については2ヵ所記入が必要です。

薬局開設者は、その薬局に勤務する従事者が以下の1~4のうちのいずれに、該当する者であるか容易に判別できるように、その別・氏名を記載した名札の着用等、必要な措置を講じなければいけません。

- 1 薬剤師
- 2 施行規則第15条第2項の登録販売者以外の登録販売者
- 3 施行規則第15条第2項の登録販売者
- 4 一般従事者

電話番号等だけではなく、どこに繋がるのかまでを記載すること。

〇〇薬局の管理及び運営に関する事項			
平成27年4月1日 作成			
許可の区分の別	薬局	開設者氏名	株式会社 保健所
薬局の許可番号・許可年月日・名称・所在地・有効期間			薬局開設許可証(別掲)を参照
管理者氏名	〇〇 〇〇		
勤務する薬剤師	氏名	担当業務	
	〇〇 〇〇	調剤、医薬品販売、情報提供、相談対応	
	〇〇 〇〇	調剤、医薬品販売、情報提供、相談対応、在庫管理	
勤務する登録販売者	△△ △△	調剤、情報提供	
	◇◇ ◇◇	医薬品販売、情報提供、在庫管理	
	×× ××	医薬品販売、情報提供	
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品		
当該薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明	・薬剤師は、「薬剤師」と氏名を記した名札と長丈の白衣(白色)を着用。 ・登録販売者は、「登録販売者」と氏名を記した名札と短丈の白衣(青色)を着用。 ・一般従事者は、「一般従事者」と氏名を記した名札とエプロンを着用		
営業時間	10:00~22:00(年中無休)		
営業時間外で相談できる時間	9:00~24:00		
営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申し込みを受理する時	なし		
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	【当薬局への連絡】 〇〇薬局 下関市南部町1-1 TEL:083-231-... FAX:083-231-... ※夜間等については、その日の市薬剤師会当番薬局へ転送されます。 【本部相談センターへの連絡】 株式会社保健所 お客様相談係 TEL:03-000-... FAX:03-000-...		

薬局開設許可証は、薬局内の見えやすい場所に掲示しなければいけません。

薬局に係わる担当業務について、記入すること。  
 特定販売を行っている薬局等については、販売、情報提供、相談、発送等を、それぞれ誰がいつ担当しているかが分かるように記載すること。また、対面販売と特定販売とで担当が異なる場合には、その旨を記載すること。

登録販売者については、施行規則第15条第2項の者とそれ以外の者を区別して記載すること。

薬局内の見えやすい場所に掲示しましょう!

※別表第1の2、第1に示す8つの項目の記載があれば、本様式でなくても結構です。